

第92回福島県入札制度等監視委員会

意見説明資料

地域建設業の地域貢献度や技術力を
適正に評価する入札制度について

令和5年11月27日（月）
（一社）福島県建設業協会

1 (一社) 福島県建設業協会の紹介

●協会の概要


- ・ 会員企業数： **238社** (令和5年10月1日現在)
- ・ 会員企業の従業員数： **8,833人** (令和4年6月1日現在)
 - ・ 直近1年間の完成工事高： **3600億円** (同上)

●協会の活動内容

- ・ 新入社員研修、土木初任者研修 (前期・後期) 等社員研修
- ・ 「ふくしまME」等のインフラ維持管理を担う技術者育成
- ・ ICT推進、企業経営、安全衛生等に役立つ講習会の開催
- ・ 担い手確保のための現場見学会、学生との懇談会開催
- ・ 技術力向上、経営力強化のための各種研究活動 など

●協会会員の社会貢献活動

- ・ 「道の日」などにおける道路清掃・美化活動
- ・ 県との協定に基づく災害応急対策 (堤防補修、崩落土砂撤去)
(令和4年には県内全域を対象とした広域支援協定を締結)
(令和5年には災害対策基本法上の指定公共団体に指定)
- ・ 小中学校等の体験学習への協力
- ・ 高校生の資格取得に対する支援 など



福島県建設業協会は、今後も「地域の守り手」としてのプライドを持ち、技術研鑽に努め、ふくしまの社会資本整備に貢献してまいります。

2 地域貢献度（維持管理・災害対応）に対する評価について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の理念

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。（第3条第7項）

公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。（第3条第10項）



入札制度は、この基本理念に基づき、社会資本の維持管理や災害対応に協力し、技術力の高い優良な建設企業に積極的に受注機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはならない。



このことを踏まえたこれまでの協会の主張

福島県の入札制度においては、県施設の維持管理業務や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術研鑽に努めている企業（会員以外の企業を含む）を適正に評価すべき。

このことが、県施設の管理等を担う企業の安定経営を確保し、県施設の管理体制や災害対応の強化、ひいては県民の安全・安心の確保につながる。 3

- 令和2年度の入札制度においては、以下の制度見直しが行われた。

- ①総合評価における地域貢献度の評価では、国や市町村施設の維持管理・災害対応の実績が県施設に対する実績と同等に評価されるようになった。
- ②新設された地域の守り手育成型方式では、県施設の維持管理・災害対応の実績のある企業に加え、国や市町村施設の管理等の実績のみを有する企業も無条件で指名対象となった。

この見直しにより、令和2年度以降は、**市町村施設の管理等の実績しかない企業が県工事の入札に積極的に参加・落札し、これまで県施設の維持管理等を担ってきた会社の受注機会を奪う結果**となった。一方で、これらの新規参入企業が県施設の維持管理に参加しようとする意欲はみられない。

協会としては、このような状態は、県施設の維持管理を担う企業や、県施設の管理体制の弱体化を招くものとして、以下の制度改正を強く要望した。



- ①【総合評価】
災害時の出動実績や維持補修業務などの実績の評価については、高い技術力や機動力を必要とする県施設のみの実績を評価してほしい。
- ②【地域の守り手育成型方式】
業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理業務の実績を有する企業のみに参加を限定してほしい。

- 今年2月の福島県議会定例会で、自由民主党の西山議員の質問に対し県からは以下の答弁があった。

【西山議員】

地元建設業が地域の守り手として今後も社会的使命を果たすためには、県工事の品質の確保と建設業者の安定的、継続的な経営との双方が図られるよう、入札制度において企業の技術力や地域貢献を適正に評価していくことが求められます。そこで、県は県発注工事の入札制度をどのように見直していくのかお尋ねいたします。

【総務部長答弁】

県発注工事の入札制度につきましては、これまでも透明性、競争性、公正性及び品質の確保の観点に加え、地元建設業者の受注機会の確保に配慮しながら、不断の見直しを行ってまいりました。

こうした中、昨今の頻発、激甚化する災害時の緊急対応において、地域の安全・安心を支える技術力を備えた地元建設業者の役割が一層重要となっております。

このため、新年度に向けては、地域の守り手育成型方式の指名選考基準に技術力や地域貢献等の視点を加えるとともに、総合評価方式では県管理施設の災害対応の実績をより重視することなどを検討しており、今後福島県入札制度等監視委員会の審議を踏まえ、見直しを行ってまいります。

- この答弁に沿い、福島県の入札制度における地域貢献度の評価は以下のように見直されることとなったが、協会の評価は以下の通り。

【総合評価】

1 国・県・市町村の実績評価の見直しについて 【工事関係】

(1) 国・県・市町村の実績評価の見直し

「災害時の出動実績又は災害応援協定締結」、「除雪・維持補修業務」の評価について、頻発、激甚化する災害時の緊急対応など、県管理施設の安全・安心を支える企業との連携や民間企業の役割が重要となっていることから、県管理施設の実績をより重視し、評価を見直し、改正する。

災害時の出動実績 又は 災害応援協定締結		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	災害時出動実績かつ 災害応援協定締結	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
	災害時の出動実績	<u>3.0点</u>	<u>1.50点</u>	2.5点	1.25点
下位	災害時の出動実績	2.5点	1.25点	2.5点	1.25点
	災害応援協定締結	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点
		1.5点	0.75点		

除雪・維持補修業務 の実績		改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
		標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位	①5年度連続する除 雪と維持補修の実績	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
	②過去5年度以内に 福島県道路除雪表彰	3.0点	1.50点	3.0点	1.50点
下位	過去3年以内に1件 以上の実績	<u>2.0点</u>	<u>1.00点</u>	1.5点	0.75点
		1.5点	0.75点		

※改正後 上段：県管理施設の実績の場合の加算点

下段：国、市町村管理施設の実績の場合の加算点

県施設の災害時出動実績・
災害応援協定締結の実績が、
市町村の同様な実績に比べ
0.25～0.5点上乗せ

除雪・維持補修業務の実績
が、市町村の同様な実績に
比べ
0.25～0.5点上乗せ

<建設業協会の評価>

0.25～0.5点の点数は
総合評価でも最も低い加点項
目と同等で、簡易型の総加
点数は30～40点程度、特別
簡易型でも20点程度で、そ
の1%程度の加点では評価全
体に与える影響は極めて低く、
地域貢献度に対する適正な評
価とは言えない。

【地域の守り手育成方式】

(選考基準の見直し)

選考基準に、「実績・経験」「地域貢献」を新たに加える。

[選考基準]

- ①地理的要件 ②技術的適性 ③実績・経験 ④地域貢献
⑤手持ち工事量 ⑥資本関係・人的関係 ⑦受注回数・指名回数

※選考基準の運用については非公表とする。

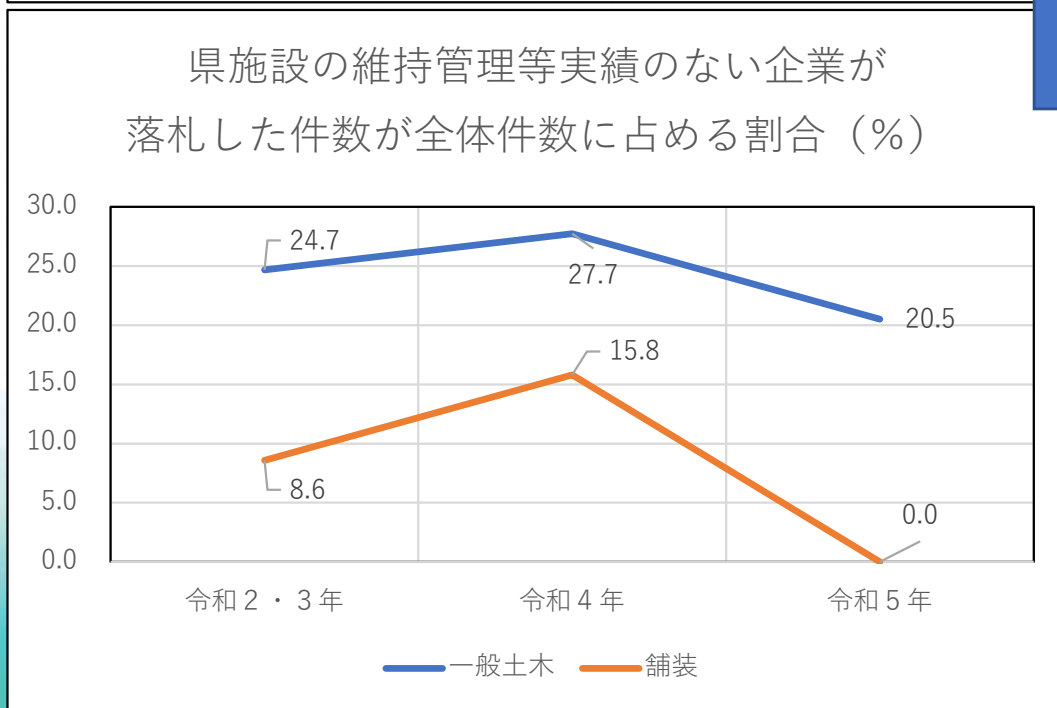
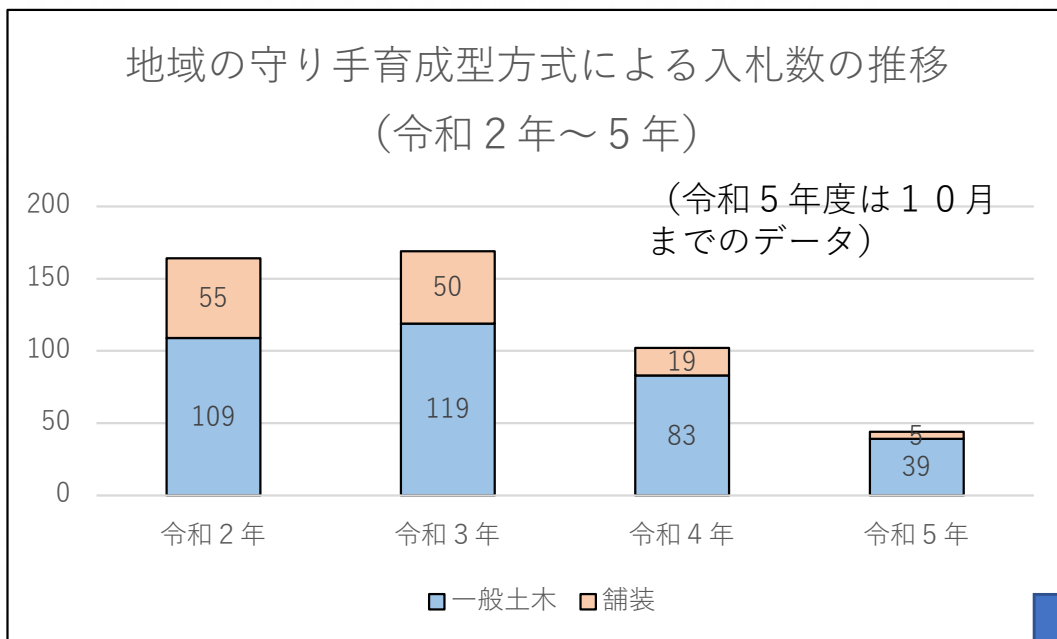


<建設業協会の評価>

- ・実績・経験、地域貢献の基準が、県施設の実績と市町村等施設の実績を具体的にどのように差別化しているのかわからない。
- ・昨年度も指摘した、条件付き一般競争入札で適用されている格付けに応じた入札参加金額の上限が定められておらず、②の技術的適性ではどのような評価をしているのか不明。
- ・指名選考基準の運用が非公表であることは、そもそも公正であるべき入札制度上不適切。公表すべきである。

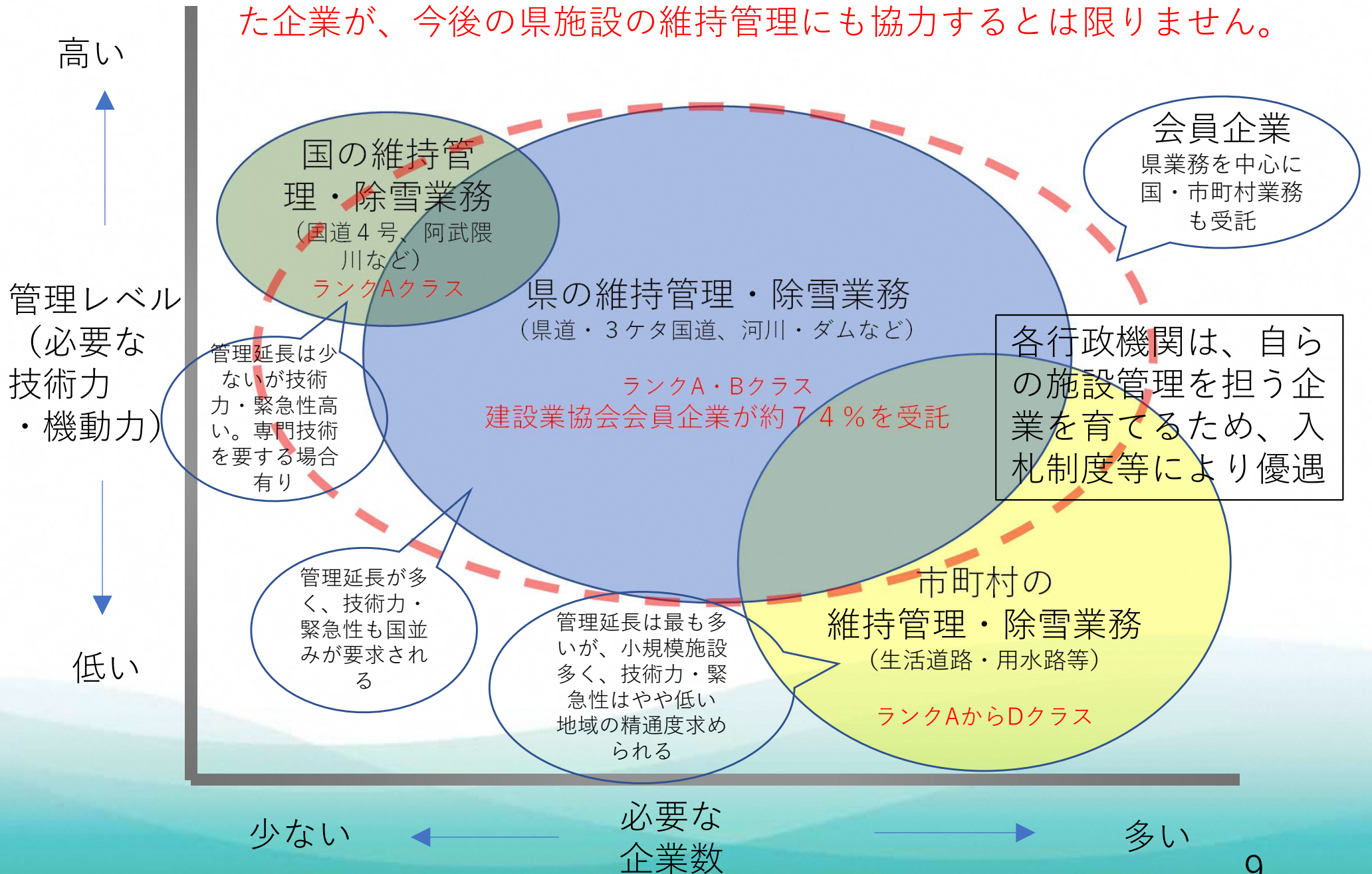
→ 県施設の管理等を担う企業を重視した指名選考基準とは判断できない

● 最近の地域の守り手育成型方式の状況



- 「地域の守り手育成型方式」による入札件数は年々減少し、令和5年は当初の1/4の件数に。
(同方式で発注しにくい問題があったのか?)
- 全体件数が減る一方、県施設の維持管理等の実績のない企業が落札する割合は一般土木で依然高い数値で推移。地域の守り手方式を活用し新規参入しようとする意欲の高まりが推察される。
- 試行件数が減少するような状況では制度の定着は望めない。
- どのような企業を「地域の守り手」として将来にわたる存続を期待するのか、その存続に向けどのような入札制度が必要なのか、発注者と制度管理者が改めて議論する必要があると考えます。

※昨年度と繰り返しになりますが、維持管理の担い手は必要な管理レベルに応じ企業規模等に応じ分業されており、県工事に新たに参入した企業が、今後の県施設の維持管理にも協力するとは限りません。



● 近年の災害等発生状況

○台風13号に伴う集中豪雨

浜通りを中心に線状降水帯による時間雨量100ミリクラスの集中豪雨が降り、いわき市を中心に住宅全半壊900棟の甚大な被害が発生。

浜通りの各支部はただちに出動、災害の拡大防止やがれき・流木等の撤去を休日返上で迅速に行い、住民の生活再建に向け大きく貢献した。

協会で行い組んできた緊急資材の備蓄や情報連絡網の整備が円滑な作業実施に役立った。

浜通り支部の災害対応状況				
支部	いわき	相馬	双葉	計
出動会員数	15社	5社	3社	23社
対応箇所数	38箇所	23箇所	4箇所	65箇所
出動人数	395人	114人	11人	520人
出動台数	141台	34台	4台	179台
土のう大	—	630袋	—	630袋
土のう小	—	—	30袋	30袋
バリケード	—	—	10基	10基
仮設鉄板	—	20枚	—	20枚



←LINEWORKSによる情報連絡

○相次ぐ鳥インフルエンザの発生

昨年11月には伊達市、12月には飯舘村で高病原性鳥インフルエンザが発生、それぞれ1万4千羽、10万4千羽の家禽を72時間以内で殺処分することとなり、当協会では4社延べ136名が出動、処分家禽の埋却作業にあたり、制限時間内での処分を円滑に完了できた。

県との協定に基づき、埋却地の調査や、対応訓練を実施してきた成果である。



県農林水産部との
意見交換



埋却予定地の現地調査



宮城県においては、今年度の入札制度改正において、家畜伝染病対策に基づく協定を締結し、訓練参加など即応体制をとる企業に対して、2点を上乗せ加点することとしました。

協会としても、宮城県同様の対応を望みます。

宮城県、入札契約制度改正 「地域の守り手」厚く評価 建設関連は手持ち業務数緩和

宮城県は総合評価方式を適用した入札契約手続きで、4月1日から運用する制度改正の内容を公表した。「地域の守り手」として活動する地域建設業の役割をより重視し、大規模災害の復旧や家畜伝染病の防疫に貢献した場合などの加点を厚くする。県と防災協定を交わしている団体に加盟し年1回以上訓練に参加し、実際に現場対応すると、最大8点が上乗せになる。これまで最大2点あった東日本大震災の特例評価項目は廃止となる。

工事では地域建設業の役割や実績をこれまで以上に評価する環境を整える。「指定地方公共機関」や「防災協定」の重要性、訓練や災害対応の実績、増加傾向にある家畜伝染病の防疫措置を観点に評価を厚くし、地域に貢献する建設会社の経営を後押しして地域防災力の強化につなげる。

「指定地方公共機関」になっっている団体、国や自治体と「防災協定」を結んでいる団体に加盟している場合の評価点を1点かさ上げする。万が一の事態に備え

た取り組みのうち防災協定に基づいた訓練実績の評価項目を新設。3点を基本とし複数の訓練に参加した場合は加点が4になる。防災協定に基づかない訓練はこれまで通り2点を上乗せする。

災害時の地域貢献度の実績有無では、巡回パトロールや応急対策、救援活動の実績を対象とし、工事箇所を所管する土木事務所管内で3点、複数の防災協定でそれぞれ対応した場合や過去5年間で2回以上対応した実績があれば最大4点を配点する。

建設関連業務では管理技術者の担当業務数を5件以下から担当技術者としての業務数も含め10件まで緩和する。このうち、入札不調や一者応札を避ける措置で、建設コンサルタントと地質調査業務が適用になる。県発注の測量、建築、補償業務や低価格入札業務は従来通り5件制限を継続する。

管理補助技術者は、適用する若手年齢を40歳以下から45歳以下まで引き上げ、入職・育成につなげる。「企業評価」で専門技術力

● 令和5年度 建設業協会からの提案・要望

以上のような入札制度の現状を踏まえ、建設業協会では地域貢献度に対する評価について、以下の通り提案・要望いたします。

【総合評価方式】

- ① 災害時の出動実績または災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価については、市町村施設に比べ業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理を担っている企業の努力を正しく評価し、それらの企業の存続が図れるよう県施設のみの実績を評価していただきたい。
また、国や市町村施設の実績を評価する場合であっても、県施設の実績との点数差を現在の0.25～0.5点から1～2点程度に拡大し、県施設の管理業務を担う企業が安定的に工事を受注できるようにしていただきたい。
- ② (新規) 特別簡易型及び地域密着型方式による一般土木及び舗装工事の入札においては、企業の地域貢献度をよりきめ細かく評価するため、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」の評価を、発注箇所と同一市町村における実績等（支店の実績等を含む）のみを対象にしていきたい。
- ③ 現在選択項目となっている、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」については必須項目とし、これらの項目の評価ウエイトを高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ細かく評価していただきたい。

- ④ **（新規）** 現在は除雪と維持補修業務をどちらも直前5年度の間受注している企業について高く評価しているが、**除雪と維持補修業務のどちらか一方を5年度連続で受注している企業についても評価区分を設け、過去3年間に1件以上の実績のある企業と比べより高く評価していただきたい。**
- ⑤ **（新規）** 国・県・市町村からの要請による災害時の**公共建築物の点検や応急対策、応急危険度判定作業への従業員派遣などを災害時の出動実績として認めていただきたい。**
- ⑥ **（新規）** 災害時応援協定締結企業は協定に基づき緊急時の連絡体制や災害支援物資の備蓄など、常に災害に備えていることから、**災害時応援協定締結の評価点を災害時出動実績と同等の1.25～2.5点に引き上げていただきたい。**
- ⑦ 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から**大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。
- ⑧ 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から**家畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。
- ⑨ 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP（事業継続計画）に基づき常に対応ができるように備えており、**BCP策定企業の加点評価**をしていただきたい。

【地域の守り手育成方式】

- ① 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務等の実績があることが資格要件となっているが、業務の負担が大きく高い技術力を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定していただきたい。
また、資格要件を限定しないとしても、県管理施設に係る災害対応や維持補修業務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担っている企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。
- ② 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められていることを踏まえ、内申企業数の下限を地域の実態に応じて5社程度までに引き下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。その他の地域にあっても地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう内申企業数や指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。
- ③ (新規) 選考理由を明確化するため、現在非公表となっている内申及び指名企業の選考基準の運用方法については、透明性確保の視点から公表としていただきたい。

2 企業や配置技術者に対する技術力の評価について

県の入札制度において、品確法に則り企業や配置技術者に対する適正な評価が行われることで、不良業者が排除され、工事の品質が確保されるよう、以下の通り提案・要望いたします。

【入札制度全般】

- ① 現在の福島県の建設工事等請負有資格業者名簿における格付け等級では、Aランクの企業数が震災前より大幅に増加し、Bランク以下の企業数が減少するなどランクごとの企業数に著しい偏りが生じ、公正な競争環境を阻害しかねない状況となっているため、**早急に格付けを見直していただきたい。**

【総合評価方式】

- ① 社会資本の適切な維持補修や更新を担う技術者である「**ふくしまME**」は、認定開始後7年を経過し県内業界にしっかりと定着しており、さらにその普及を進め県内企業の技術力の底上げを図る観点から、**特別簡易型と地域密着型にも加点を適用していただきたい。**

また、上位資格であるME保全コース、ME防災コースの資格保有者は高度な知識を有しており、その数も一定数に達したことから、**標準型と簡易型においては、上位資格者在籍企業に対し加点を上乗せするなどME基礎コースとの差別化を図ることで、上位資格の取得意欲を高めていただきたい。**

加えて、ME保全コースやME防災コース**資格保有者を配置予定技術者とした場合についても加点対象としていただきたい。**

- ② 配置予定技術者の技術力を的確に評価に反映するため、工事成績評定の区分を「企業の技術力」における工事成績と同様に、85点以上、80点以上85点未満、75点以上80点未満の3段階に細分化していただきたい。

【地域の守り手育成方式】

- ① 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。

3 主に建築工事を請け負う企業への配慮について

土木工事と建築工事は施工体制や技術的専門性が大きく異なるため、それぞれの特性を踏まえ、主に建築工事を請け負う企業に対し適正な評価を行うことが望まれます。

昨年度は、このような状況をご理解いただき、週休2日工事の実績評価については建築工事の実績のみを対象とする見直しをしていただいたところですが、今年度も以下のとおり提案・要望いたします。

【総合評価方式】

- ① 国・県・市町村からの要請による災害時の公共建築物の点検や応急対策、応急危険度判定作業への従業員派遣などを災害時の出動実績として認めていただきたい。
- ② 建築工事の安全管理には土木等工事との施工体制の違いもあり特有の技術と経験を要するため、建築工事については建築工事の安全管理表彰のみを対象としていただきたい。

【地域の守り手育成型方式】

- ① 工事対象建物の施工実績に配慮し、改修工事や修繕工事においては必ず選考していただきたい。